

統計法に基づく
基幹統計調査

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に
使ったり、他に漏らしたりすることはありません。



厚生労働省
賃金構造基本統計調査 調査票

(令和 年6月分)



政府統計

記入上の注意

- 1. 6月30日現在又は6月1日から6月30日までの期間の状況について記入してください。
2. 調査票の記入に当たっては、「調査票記入要領」をよくお読みください。
3. 調査票の記入事項で該当区分のあるものは、該当する番号を1つだけ〇で囲んでください。

枚目

Table with columns: 都道府県番号, 事業所一連番号, 産業分類番号

1. 事業所に係る事項

Form for business details: 事業所の名称及び所在地, 法人番号

(注) 個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。マイナンバー（個人番号）の記入はしないでください。

Form for contact and business info: 記入担当者氏名及び連絡先, 連絡先, 主要な生産品の名称又は事業の内容

Table for employee counts: 区分, 労働者数, 抽出率. Includes categories for regular and temporary employees.

Table for enterprise categories: 企業全体の常用労働者数, 抽出率. Lists categories from 1 to 8.

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために
行う調査です。この調査の対象となった事業所の方々には統計法に
基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告につい
ては罰則があります。この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合に
は、資料の提出のお願いや関係の方々への質問を行う
ことがあります。

※この欄は最後にご記入ください

Table for recording employee counts by category: 記入労働者数, 常用労働者, 正社員・正職員, 正社員・正職員以外, 臨時労働者

2. 労働者に係る事項

Main data table with columns: 一連番号, 性, 雇用形態, 就業形態, 最終学歴, 新卒者, 年齢, 勤続年数, 役職番号, 職種番号, 実労働日, 実労働時間, 超過労働時間, 給与, 賞与, 在留番号, 備考

調査の対象となる在留資格番号一覧表

※ 外国人労働者について、在留カードに記入されている在留資格を確認して、該当する2桁の番号を「(18)在留資格番号」に入力してください。

在留資格番号					
01	教授	08	医療	15	技能
02	芸術	09	研究	16	特定技能1号
03	宗教	10	教育	17	特定技能2号
04	報道	11	技術・人文知識・国際業	18	技能実習
05	高度専門職	12	企業内転勤	19	文化活動
06	経営・管理	13	介護	20	短期滞在
07	法律・会計業務	14	興行	21	留学
				22	研修
				23	家族滞在
				24	特定活動
				25	永住者
				26	日本人の配偶者等
				27	永住者の配偶者等
				28	定住者

※1 「(3)雇用形態」が「臨時労働者」の者については、記入不要です。

※2 特別永住者及び外交又は公用の在留資格をもって在留する者は記入不要です。

在留資格区分(6区分)

はじまり	おわり	該当区分
1	15	01 専門的・技術的分野(特定技能を除く)
16	17	02 特定技能
18	18	03 技能実習
19	20	04 その他(特定活動及び留学以外の資格外活動)
21	21	05 留学(資格外活動)
22	24	04 その他(特定活動及び留学以外の資格外活動)
25	28	06 身分に基づくもの